

第四次滋賀県環境学習推進計画（素案）

※網掛けが第三次計画からの変更箇所

目次

1	
2	
3	
4	
5	目次
6	
7	第1章 計画の基本事項…………… 2
8	1. 計画策定の経緯
9	2. 計画の性格
10	3. 計画の期間
11	
12	第2章 環境学習の現状と課題…………… 4
13	1. 環境学習をめぐる動き
14	2. 環境学習をめぐる課題から求められるもの
15	
16	第3章 計画のめざすもの…………… 7
17	1. 基本理念
18	2. 基本目標
19	
20	第4章 環境学習の展開方向…………… 9
21	1. 基本的な視点
22	2. 取組の方法
23	3. 各主体に求められる展開方向
24	4. 県の施策の展開方向
25	
26	第5章 重点的な取組…………… 21
27	1. 重点的に取り組む課題と課題同士のつながり
28	2. 環境学習の推進に向けた「つながり」の強化
29	
30	第6章 施策の効果的な実施のための推進体制…………… 28
31	1. 施策の総合的な展開
32	2. 環境学習支援機能の充実
33	3. 協働による推進
34	
35	第7章 計画の進行管理…………… 30
36	1. 進行管理の考え方
37	2. 進行管理の手法
38	
39	
40	用語の解説…………… ●

第1章 計画の基本事項



気候変動や生物多様性の減少、ごみ問題、水源林の荒廃など、現在の社会が抱える多種・多様な環境課題（問題）を解決し、持続可能な社会を実現するためには、環境技術を向上させ、社会や経済のしくみを環境と調和したものにするとともに、私たち一人ひとりが環境に対する責任と役割を自覚し、課題の解決に向けて主体的に行動を起こすことが不可欠です。また、そのためには「持続可能な社会づくりに向けて、主体的に行動できる」人を育てる環境学習の役割が非常に重要になります。

この計画は、滋賀県（以下、「県」という。）が環境学習に関する施策を推進するにあたっての、基本的な考え方や施策の方向性などについて定めるものです。

1. 計画策定の経緯

県は、県民や NPO・地域団体、学校、事業者、行政などが、それぞれの責任と役割を自覚しつつ主体的かつ積極的に環境学習に取り組み、現在および将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的に、「滋賀県環境学習の推進に関する条例」を、全国初の環境学習推進条例として平成 16 年（2004 年）3 月に制定しました（同年 4 月に施行）。

条例の中で、環境学習とは「環境に関心を持ち、環境に対する自らの責任と役割を自覚し、環境に対する理解を深めるとともに、環境保全行動につなげていく意欲および問題解決に資する能力を高めていく教育および学習」と定義されています。

この条例に基づき、すべての県民の主体的な環境学習が協働と連携のもとに効果的かつ適切に実施されるよう、県が環境学習関連の施策を行うにあたっての基本理念や県民などが行う環境学習への支援、各主体の取組の方向性などを定めたものが「滋賀県環境学習推進計画」です（平成 16 年（2004 年）10 月策定）。

同計画はその後、平成 23 年（2011 年）、平成 28 年（2016 年）に改定されましたが、改定された「第三次滋賀県環境学習推進計画」（計画期間：平成 28 年度（2016 年度）～令和 2 年度（2020 年度））では、基本目標を「『いのち』に共感して自ら行動できる人育てによる、持続可能な社会づくり」とし、環境学習が単に知識を得るための学びに留まることなく、学びが主体的な行動へとつながり、その行動がつながることによって持続可能な社会づくりが進むことをめざしてきました。

今回、第三次計画の計画期間の満了に伴い、持続可能な社会の実現に向けての新たな課題に対応するとともに、さらなる取組の推進を図るため、環境学習推進計画の改定を行いました。

2. 計画の性格

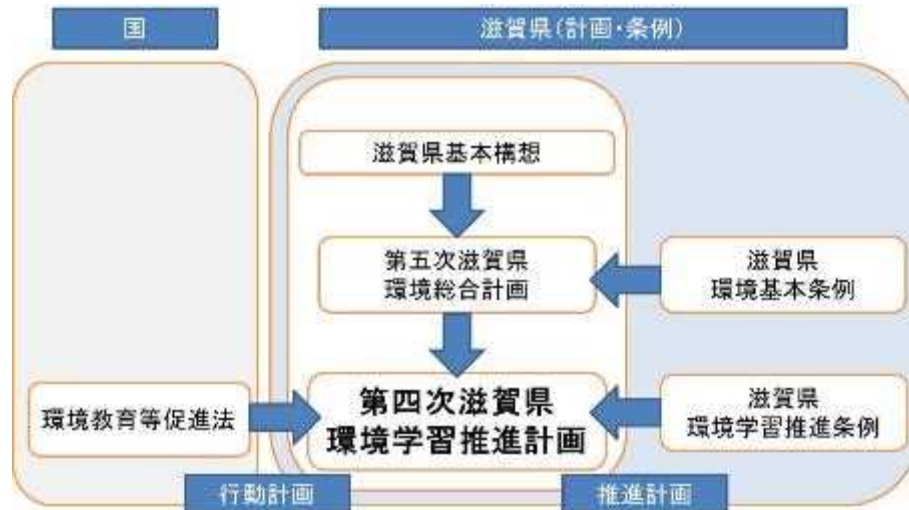
この計画の性格は次のとおりです。

- （1）「滋賀県環境学習の推進に関する条例」に基づく環境学習の推進のための計画であり、国の「環境教育等による環境保全取組の促進に関する法律」に基づく県の行動計画です。
- （2）滋賀県基本構想の推進に関する規程に基づき策定された滋賀県基本構想をはじめとする県の関連各種計画との整合性を図り、第五次滋賀県環境総合計画の中に位置付けられた計画です。

1 (3) 「第三次滋賀県環境学習推進計画」の趣旨を受け継ぎ、新たな課題への取組を盛り込ん
2 だ計画です。

3 (4) 県および、環境学習に関わる各主体（県民、NPO・地域団体、学校、事業者、行政な
4 ど）に期待される施策や行動の指針を示す計画です。

5



6

7

8 3. 計画の期間

9

10 この計画の期間は、令和3年度（2021年度）から令和7年度（2025年度）までの5年間と
11 します。

■ 「環境教育」と「環境学習」

環境を学ぶことに関して、「環境教育」と「環境学習」という言葉が使われていますが、両者は厳密に区分して使い分けられているものではなく、また各々の定義について統一的な見解が定まっているものでもありません。

本計画では、環境学習推進条例に基づく計画であることと、単に「教わる」のではなく、より積極的・主体的に「学ぶ」姿勢を表す言葉として、「環境学習」の言葉を用いています。

■ 「Education for Sustainable Development (ESD)」

日本語では「持続可能な開発のための教育」と訳されますが、そのめざすところに関して、文部科学省は次のように説明しています。「今、世界には環境、貧困、人権、平和、開発といった様々な問題があります。ESDとは、これらの現代社会の課題を自らの問題として捉え、身近なところから取り組む（Think globally, Act locally）ことにより、それらの課題の解決につながる新たな価値観や行動を生み出すこと、そしてそれによって持続可能な社会を創造していくことをめざす学習や活動です。つまり、ESDは持続可能な社会づくりの担い手を育てる教育です。」

本計画では、このESDの視点を取り入れて環境学習を推進することとしています。

第2章 環境学習の現状と課題



1. 環境学習をめぐる動き

(1) 世界の動き

平成 27 年 9 月に国連で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」では、持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals：SDGs）として 17 のゴールと 169 のターゲットを提示していますが、この中には、地球環境そのものの課題や地球環境と密接に関わる課題に係るゴールが数多く含まれており、地球環境の持続可能性に対する国際的な危機感の表れと言えます。

とりわけ、気候変動による深刻かつ広範囲に渡る不可逆的な影響は、自然災害のリスクを増幅させることが強く懸念されます。平成 27 年 12 月に採択されたパリ協定は、世界全体の平均気温の上昇を産業革命前と比べ 2℃より十分下方に抑えるとともに、1.5℃に抑える努力を追求することなどを目指しています。

こうした世界目標が掲げられている中、日本の提唱により開始された ESD についても更なる取組を促すため、令和元年 12 月の国連で新たな国際的枠組み「Education for Sustainable Development: Towards achieving the SDGs（ESD for 2030）」が採択されました。この決議では「ESD が質の高い教育に関する SDGs に必要不可欠な要素であり、その他全ての SDGs の成功への鍵として、ESD は SDGs の不可欠な実施手段である」とされています。

また、令和 2 年、世界的な大流行となった新型コロナウイルス感染症への対応が長期化するなか、人々の生活様式やコミュニケーションの方法等に変化が生じています。

(2) 国の動き

SDGs、パリ協定などの国際的な潮流を踏まえて、平成 30 年 4 月に閣議決定された「第五次環境基本計画」の中では、地域の活力を最大限に発揮する「地域循環共生圏」の考え方を新たに提唱し、各地域が自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合う取組を推進していくこととされています。また、環境学習については、ESD の考え方を踏まえ、環境教育等促進法および同法により国が定める基本方針に基づいて持続可能な社会づくりの担い手として必要な資質能力等を着実に育成することとされています。

環境・経済・社会を統合的に向上させ、地域循環共生圏の創造を目指す必要性や、小・中学校の新学習指導要領における「持続可能な社会の担い手」の育成などの課題も踏まえて、平成 30 年 6 月に閣議決定された環境教育等促進法に基づく基本方針では、「持続可能な社会づくりへの主体的な参加」と、循環と共生という観点からの参加の意欲をはぐくむための「体験活動」を促進することが重要とされています。

また、ESD の推進における 5 つの優先行動分野（1. 政策的支援、2. 機関包括型アプローチ、3. 教育者、4. ユース、5. 地域コミュニティ）が示された「我が国における『ESD に関するグローバル・アクション・プログラム』実施計画」が令和 2 年に最終年を迎え、国連「ESD for 2030」を踏まえた後継プログラムが検討されています。

1 (3) 滋賀県の動き

2 県は、平成 29 年 3 月、「琵琶湖の保全及び再生に関する法律」に基づく「琵琶湖保全再生施
3 策に関する計画」を策定しました。同計画では重点事項として、水源林の保全や水草・外来動
4 植物対策などで琵琶湖を守りつつ、林業の成長産業化や環境関連産業の振興、琵琶湖とのふれ
5 あい推進などで琵琶湖を活かし、また、これらを支える調査研究や環境学習などによって、琵
6 琶湖を「守る」ことと「活かす」ことの好循環を創出することを掲げています。

7 また、SDGs やパリ協定を含めた国際的な潮流を踏まえ、平成 31 年 3 月、環境分野の最上
8 位計画である「第五次滋賀県環境総合計画」を策定しました。総合計画における施策の方向性
9 の柱の一つである「持続可能な社会を支える学びと暮らしの定着」に「環境学習」や「環境と
10 のつながり・関わり」といった分野を掲げ、さらに新たな柱として「国際的な協調と協力」を
11 位置づけました。

12 気候変動への対応も柱の一つとしており、令和 2 年 1 月、県は 2050 年までに県内の二酸化
13 炭素排出量を実質ゼロにすることを目指す“しが CO₂ ネットゼロ”ムーブメントを宣言し、脱
14 炭素社会の実現に向けた取組を加速させました。さらに、循環型社会づくりでは、令和 2 年度、
15 新たに「(仮称) 滋賀プラスチックごみゼロに向けた実践取組のための指針」および「(仮称)
16 滋賀県食品ロス削減推進計画」を策定し、プラスチックをはじめとした容器包装廃棄物や食品
17 ロスの一層の削減を推進しています。これら環境施策を推進し、持続可能な社会を実現するた
18 めには、県民一人ひとりの環境保全行動が必要不可欠です。

19 県政世論調査によると、「日頃、環境保全行動を行っているか」という設問に対し「行っ
20 ている」と回答した人の割合は、平成 20 年度(2008 年度)調査では 46.1%でしたが、平成 24 年
21 度(2012 年度)調査では 56.7%、直近の令和 2 年度(2020 年度)調査(速報値)では●%でした。
22 この県民の高い環境意識を、持続可能な社会づくりに向けて次世代へしっかりつないでいくた
23 めにも、ESD の視点を取り入れた環境学習のより一層の推進が求められています。

24
25

26 2. 環境学習をめぐる課題から求められるもの

27

28 持続可能な社会づくりに向けた環境学習を推進するために、現在の環境学習をめぐる課題か
29 ら求められる事項について、環境学習に関わる各主体へのヒアリングで得られた意見をもとに、
30 下記のように整理しました。

31

32 (1) 原体験として自然に触れ、普段から自然と関わる

33 琵琶湖に代表される豊かな自然と、その自然を人々が守り育ててきた歴史を有する滋賀は、
34 環境について学ぶための生きた教材の宝庫です。

35 自然の中で遊んだことなどの原体験は、「いのち」の大切さを知ることや自然を大切にす
36 る気持ちを育むことにつながることから、普段から自然と関わるのが重要です。そのような経
37 験の積み重ねが、自ら学ぶ探求心や環境の変化に気づく力を高めることにつながります。

38 一方で、自然の中で体験活動をする機会が減少し、原体験として自然に触れた経験が少ない
39 親や教員、保育士らも増えていることから、大人と子どもが遊びや体験を通じて、自然に触れ
40 て学ぶ場や機会づくりが求められています。

41

42 (2) 「地域学習」の中で、人と自然とのつながりに気づく

43 子どもたちの環境学習を推進する上で、学校の果たす役割は重要ですが、環境学習はどの教

1 科等の中でも取り組める反面、独立したひとつの教科ではないため、学習時間の確保が課題と
2 なっています。

3 そこで、例えば、小学校における生活科や社会科、総合的な学習の時間などで教科等横断的
4 に取り組まれている「地域学習」に着目します。

5 本県には、自然と共に暮らす独自の生活文化が色濃く残るなど優れた文化や伝統が、県内各
6 地に息づいていることから、「地域学習」の中で身近な自然や環境を学習教材として積極的に
7 生かしていくことが求められます。

8 「地域学習」を環境学習の一環として意識することにより、人と人、人と地域、そして人と
9 自然とのつながりに気づき、その学びを地域づくりや地域の抱える課題解決へと生かしていく
10 ことができます。

11 (3) 課題同士のつながりに気づき、分野を越えて取り組む

12 環境課題は社会、経済、文化等のあらゆる分野と関わりがあります。効果的な環境学習を実
13 施するためには、環境課題と食や農、産業、消費生活、健康など、暮らしを取り囲む様々な分
14 野とのつながりを意識し、分野を越えて学習を進めていくことが大切ですが、そういった学習
15 の実践が十分に定着しているとは言えません。

16 また、環境学習の指導者、県内各地で活動する多様な団体や人々、その活動、地域に残る自
17 然や先人の知恵、行事などに関する様々な情報などがしっかりとつながることも必要です。

18 様々な分野や情報、人的資源を体系的につなぐためには、環境学習に関連する情報や人材が
19 集まる拠点や、コーディネーターの存在・役割が重要であり、拠点機能のより一層の強化が求
20 められます。

21 (4) 人材が育つ環境を整え、活動を支える

22 持続可能な社会に向けて一人ひとりの問題意識や意欲を引き出し、主体的な学習や行動を支
23 え、導いていくため、豊富な経験や熱意をもって活動を主導し、関わりのある人たちを結びつ
24 ける人材（リーダー、活動者、ファシリテーターなどと呼ばれる）が重要な役割を果たします。

25 本県では、琵琶湖の保全のために市民が立ち上がった「せっけん運動」の歴史などによって
26 醸成された県民の高い環境意識を背景に、環境に関わる市民活動や企業の取組などが活発に行
27 われてきましたが、人材の高齢化や参加者の固定化といった課題があります。

28 持続可能な社会を支える若い人材の育成とともに、様々な経歴や経験を持つ人たちの中から
29 新たな人材を発掘することが求められます。さらに、そうした人材が、県内各地で継続的に活
30 動できるよう、情報提供や場づくり等が求められます。

31 (5) 世界を視野に、琵琶湖の経験を伝え、学びあう

32 県内各地では多くのNPOによる環境学習に関わる活動があり、また、企業や行政などによる
33 様々な講座やイベントなどの学習メニューが提供されています。

34 さらに、国内あるいは海外に目を向けると、優れた環境学習の実践事例があるものの、それ
35 ら情報が必ずしも十分に共有されていない側面があります。

36 県が過去から培ってきた琵琶湖の保全や環境学習の経験を、国内あるいは海外へ積極的に発
37 信することに加えて、県外の事例を学ぶことで、県の取組をより一層高めることにつながるこ
38 とから、相互に情報共有し、学びあう「つながり」を築いていくことが求められます。

第3章 計画のめざすもの



1. 基本理念

この計画は、「滋賀県環境学習の推進に関する条例」に基づく計画として策定したものであり、条例に掲げられた6つの理念を、環境学習を進めるにあたっての基本理念とします。

環境学習の基本理念

- 1 すべての県民が協働と連携により取り組む
- 2 多様な要素を多角的にとらえ、体系的、総合的に進める
- 3 生涯にわたって段階的・継続的に取り組む
- 4 体験の重要性を認識する
- 5 日常の生活の場である地域に根ざし、地域の特徴を生かす
- 6 地球全体の環境への理解とその関わりについての意識を持つ

(1) すべての県民が協働と連携により取り組む（条例第3条第1項）

持続可能な社会の実現のためには、すべての県民が、日常生活のあらゆる場面で少なからず環境に負荷を与えていることを認識し、一人ひとりがその生活様式を環境に配慮したものへ転換していくことが求められています。

特に本県は、中央に琵琶湖を抱え、私たちの価値観や営みの在り様が、湖に流入する河川や大気を通じて、最終的に琵琶湖の水質や生態系などに表出するという地域特性を有しています。このことは、すべての県民が環境学習に取り組み、環境保全行動につなげていくと、その成果が琵琶湖をはじめとする滋賀の自然環境に反映されるということを意味しています。

県民や事業者は、琵琶湖を自らの生活や産業活動を映し出すひとつの鏡として、必要な情報や知識を得たり問題解決能力を身につけたりするための環境学習に主体的に取り組み、行動に移し、協働と連携を図りながら持続可能な社会づくりをめざさなければなりません。

(2) 多様な要素を多角的にとらえ、体系的、総合的に進める（条例第3条第2項）

これからの環境学習は、持続可能な社会づくりをめざすものであり、そのためには、地球環境や自然保護の枠にとどまらず、歴史や文化、食糧、人口などの幅広い分野を対象とし、それらを相互に関連づけながら多角的にとらえる学習を、体系的・総合的に進めなければなりません。

(3) 生涯にわたって段階的・継続的に取り組む（条例第3条第3項）

環境学習は、就学年齢期だけでなく、幼児期から壮年期、高齢期までのあらゆる世代を通じて、学習の習熟段階に応じながら継続的に行われなければなりません。

1
2 (4) 体験の重要性を認識する(条例第3条第4項)

3 豊かな自然とのふれあいや体験活動により、生命の尊さや自然の不思議さを全身で感じ取る
4 感性が磨かれたり、日常生活の様々な場面で暮らしと環境との関わりに気づかされたりするよ
5 うに、遊びや体験を通じた学びが重要であるということを認識して取り組まなければなりません。
6

7
8 (5) 日常の生活の場である地域に根ざし、地域の特徴を生かす(条例第3条第5項)

9 環境学習は、自分たちの地域を自分たちで良くしていこうという身近な取組から始めること
10 が重要です。身近な自然や人々との関わりから環境課題を考え、地域の自然・伝統文化・歴史
11 などの素材やそれらをよく知る人たちなどの資源を活用した、地域の特徴を生かし、地域に根
12 ざした取組を進めなければなりません。
13

14 (6) 地球全体の環境への理解とその関わりについての意識を持つ(条例第3条第6項)

15 地域における今日の環境課題は、気候変動をはじめ地球全体の問題とも密接に関わっている
16 ことから、身近な生活の場や地域で取り組みながらも、その視野を地域や国の枠組みを越えた
17 地球全体へと広げ、課題間の関わりやつながりを理解しようとする意識を持たなければなりません。
18
19
20

21 2. 基本目標

22
23 本計画の基本目標を次のように定めます。
24

地域を愛し、自ら行動できる人育てによる、
「いのち」がつながる持続可能な社会づくり

25
26 自然や地域への誇りや愛着心は、私たちの地域を大切に守ろうとする意欲や行動の軸となる
27 ものです。恵み豊かな琵琶湖をはじめ、すべての「いのち」の基盤である環境を守り、これか
28 らも私たちが、様々な「いのち」の恵みを享受して生きていくためには、身近な自然や地域を
29 愛し、自ら行動できる人材を育成する必要があります。

30 この主体的な学びや行動の輪が広がり、人と人、人と地域、人と自然のつながりを深め、健
31 全に多様な「いのち」がつながり、持続可能な社会づくりが進むことを、この計画の基本目標
32 とします。

33 近年相次ぐ自然災害や令和2年の新型コロナウイルス感染症による社会への影響などから、
34 改めて、私たちの暮らしや暮らしを支える地域、そして健康や「いのち」を守る大切さに気づ
35 かされます。こうした状況を踏まえて、多様な「いのち」のつながりを守り、「環境と経済・
36 社会活動をつなぐ健全な循環」が成り立つ社会の実現を力強く目指していくことが求められま
37 す。
38



第4章 環境学習の展開方向

1. 基本的な視点

第2章の現状と課題を踏まえ、本計画では、次の3つの事項を基本的な視点として整理します。

(1) 遊び、親しみ、「体験する」環境学習

- 県民一人ひとりが自分に合った方法で、琵琶湖をはじめ滋賀の豊かな自然の中で遊び、親しみ、地域の魅力に触れあうことをめざす。
- 湖や川、山といった自然の中だけでなく、日常生活の場や学校などの教育の場、職場や地域といった社会活動の場、そして日常生活と異なる文化や慣習に触れる場においても、体験に基づく学びを重視する。

(2) 分野を越えて、「つながる」環境学習

- 複雑に絡み合った環境課題の解決に向けて、分野を越えて、視野を広く持ち、社会が抱える多様な課題のつながりを考えて、学習や活動をつなげる。
- 滋賀という共通のフィールドで活躍する様々な主体が「つながり」を意識し、様々な分野で実践活動に取り組む活動者同士をつなぐ。

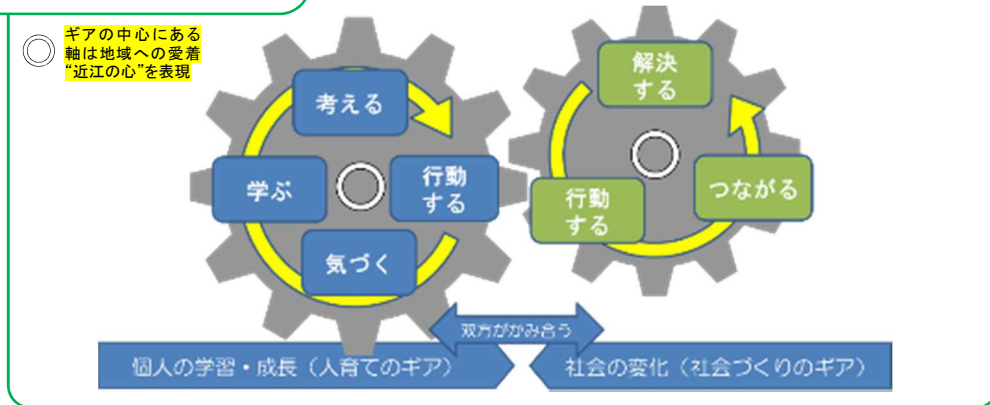
(3) 地球を視野に、「地域から取り組む」環境学習

- 気候変動への対応など地球全体に視野を広げながら自らの暮らしと環境課題とをしっかりとつなぎ、他人ごとではない「自分ごと」として捉え、身近な地域や家庭、学校等で自分に何ができるのかを考え、行動へと移していくことをめざす。
- 個人の行動に留めず、志を同じくした仲間や、問題意識を共有した人たちとともに地域での実践に広げ、地域の抱える様々な課題の解決につなげる。

2. 取組の方法

計画の基本目標である、環境学習による人材の育成を持続可能な社会づくりにつなげていくことのイメージを、「人育て」と「社会づくり」との双方が歯車のようにかみ合って回転する「ギアモデル」として表しています。

「ギアモデル」のイメージ



「ギアモデル」に示されるように、「人育て」のギア（歯車）においては、「気づく」から「学ぶ」「考える」「行動する」に向けたサイクルが円滑に進む（ギアが回る）とともに、行動がさらなる気づきや学びへとつながることが求められます（ギアが回り続ける）。また、サイクルの始点は常に「気づく」である必要はなく、学びや行動が気づきを生むこともよくあることです。自然の中で楽しく遊んだ体験や「うみのこ」などの学習活動から得た感動、「びわ湖の日」の清掃活動への参加、琵琶湖と共生する滋賀独自の暮らしの中など、新たな気づきを得る機会が広く存在しています。

また、「社会づくり」のギアにおいては、「行動する」「つながる」「解決する」のサイクルが円滑に回る必要があります。人々の行動は、志を同じくする者たちがつながることで、課題解決に向けた大きな力となります。時に「社会づくり」の歯車は大きく、重いものであるかもしれませんが、その周囲にある多くの「人育て」の歯車が回転することで、大きく重い「社会づくり」の歯車も徐々に回転を始めることでしょう。

さらには、かみ合った歯車が相互に影響をもたらすように、「社会づくり」が進むことで、逆にその周囲での「人育て」が進むことも考えられます。人々の行動がつながり、社会が変わっていく在り様そのものが、人々に気づきや学び、行動の機会を与えていくからです。

複雑かつ多様な環境課題の解決に向けては、このギアを回し続けることが必要であり、そして様々な課題が解決に向けて動き出すことが、持続可能な社会の実現へとつながっていくものと考えます。

なお、「ギアモデル」では、「人育て」と「社会づくり」のギアがぶれることのないように、中心にギアを支えるための軸が必要です。この軸とは、私たちの地域への愛着や地域に貢献しようとする“近江の心”と言えるでしょう。“近江の心”とは、それぞれの地域で受け継がれ大切にされてきた先人たちの心であり、琵琶湖とともに生き、自然環境を大切にする心は、自然の中での遊びや体験などによりさらに強くなっていくものです。

この計画では、「人育て」と「社会づくり」の双方のギア（歯車）が円滑に回ることで、双方の歯車がしっかりとかみ合うことに留意しながら、環境学習を推進していきます。

3. 各主体に求められる展開方向

本計画の目標の達成に向けて、県民やNPO・地域団体、学校、事業者、行政がそれぞれの責任と役割を自覚し、主体的に持続可能な社会の実現に向けた環境学習に取り組むことを期待します。

また、県は、これらの各主体と協働して環境学習を推進するとともに、各主体が協力・連携のもとに展開する関連活動を支援していきます。

(1) 県民（個人）

自然の中での体験は、自然を大切にする気持ちを育み、自ら学ぶ探求心や環境の変化に気づく力を高めることにつながることから、普段から自然と関わるのが大切です。

また、環境に関わる様々な課題は、その多くが一人ひとりの暮らしと密接につながっており、私たちがそのライフスタイルを見直していくことが、課題の解決に向けての第一歩となります。県民一人ひとりが、食事や移動、買物、ごみ捨てなどの日常生活において、自らの生活と環境とのつながりを意識し、環境に配慮した行動をとることが求められます。

求められる活動の例

- 遊びや体験を通じて、湖や川、山などの自然と普段から触れあう。
- 暮らしと環境とのつながりについて家庭で話しあう。
- 自らが暮らす地域の現状や課題、特徴を知り、地域の特徴を生かした環境学習に主体的に取り組む。
- 地域での環境学習や環境保全活動に積極的に参加するとともに、そこで学んだ知識や技術を、家庭や地域での環境学習や環境保全活動に生かす。
- 学習で得た気づきや学びを日常生活に反映させ、行動に移す。

【コラム】毎日の食卓から環境を考えよう

食べ残しや、賞味・消費期限切れによる廃棄などにより発生する「食品ロス（食べられるのに捨てられる食品）」の約半分が家庭から排出されています。生ごみのうち3割から4割程度が食品ロスと言われていることから、ごみ排出量の削減にむけ、この食品ロスを減らすことが大切です。

食品ロスは、「食の出口」の話ですが、逆に「食の入り口」、食材の生産や供給などについても、環境学習の教材となるものが多く存在します。

季節の野菜、旬の食材を食べることは、最も美味しい食べ方であることはもちろん、保存やハウス栽培などのためのエネルギーが不要な、環境負荷のより低い食べ方にもなります。県が推進する「環境こだわり農業」は、化学合成農薬や化学肥料の使用量を減らすことなどにより環境への負荷を削減する効果があり、また、「おいしがうれしが」キャンペーンによる「地産地消」の推進は、輸送距離が短く鮮度が保持されやすいため、食品ロスの発生抑制につながります。また、食材の流通・輸送に伴う環境負荷（フードマイレージ）を削減する効果もあります。

毎日の暮らしの中にある「食」は「いのち」をいただくものであり、その背後には、環境に関する様々な課題が隠れています。

1 (2) NPO・地域団体等

2 県内では、自治会や子ども会、老人会、こどもエコクラブ、スポーツ少年団、土地改良区や
3 森林組合といった農林水産業関係団体など、様々な地域団体や NPO が、多彩な環境保全活動
4 を各地で展開しています。自分たちの住む地域をよく知り、自分たちで環境課題の改善や解決
5 を図る取組は、まちづくりを進める上でも大変重要なものです。これらの団体がそれぞれの活
6 動をより一層活発化させるとともに、団体間のみならず学校や事業者、行政などと連携するこ
7 とで、地域の特性を生かした様々な環境学習の取組を展開することが期待されます。

8

求められる活動の例

- それぞれの団体の活動に、環境と暮らしとのつながりを考える視点を取り込む。
- 環境学習の視点から、人材の育成や活躍の場づくり、地域資源の活用を行う。
- それぞれの団体の活動を通じて、環境課題に関する気づきや学び、行動へと移す機会を県民に提供する。
- 活動の推進にあたって、他の NPO・地域団体や、学校、事業者、行政、地域の環境学習拠点といった主体と協力・連携し、情報交換を図る。

【コラム】身近な自然や環境を教材として活用しよう

地域と学校等との連携を深め、身近な自然や環境を学習教材として活用することが重要です。ここでは、県内各地で実践されている「ふるさと絵屏風」の事例を紹介します。

「ふるさと絵屏風」とは、集落や地域を対象として、そこに生きる一人ひとりの心に息づく思い出を集めて描く、ものがたり絵図のことです。

「ふるさと絵屏風」を身近な自然や環境を学習する教材として活用することで、その学びを地域づくりや地域の抱える課題解決へと生かしていくことができます。さらに、自分たちの地域を知ることは、地域への誇りや愛着心を育てることにもつながります。

例えば、甲賀市の山内地域では、地元の学校における「ふるさと学習」の中で、地域の方が「ふるさと絵屏風」を用いて出前講座を行い、子どもたちが昔の川の様子や水辺の暮らしを学ぶなどの取組が行われています。この取組は、地域の高齢の方にとっても、地域の子もたちとのふれあいや社会で活躍する機会になっています。



土山町山内ふるさと絵屏風

1 (3) 学校等

2 学校などには、地域の資源（人材、歴史、生活文化、自然環境など）を積極的に活用し、様々
3 な主体と連携することによって、子どもたちにより多くの体験の場や機会を提供するとともに、
4 子どもたちの主体性を育成する環境学習プログラムを開発して、幼児教育から高等教育までの
5 発達段階に応じた、系統性や連続性を重視した教育を進めることが求められます。

6 特に、幼児期に遊びなどを通じて原体験として自然に触れられるように、幼稚園、保育所等
7 においてより多くの自然体験活動の機会を提供することが求められます。

8

求められる活動の例

- 幼稚園、保育所等において、自然の中で体験活動をする機会を提供する。
- 環境課題と日常生活との関わりの理解、総合的かつ体験を重視した教育を通して、子どもたちの問題解決能力を育成する。
- 身近な環境と、地球温暖化や資源問題など地球規模の環境問題とのつながりについて理解できるよう、子どもたちの視野を広げていく。
- 複数の教科等にまたがった多角的な学習を通して、様々な観点から地域課題や地球規模の環境とそれが直面する問題について、子どもたちが深く考えられる機会を作る。
- 身近な地域の環境やその課題を取り上げることによって、子どもたちが卒業後も地域での学びを継続し、地域の課題解決に貢献できるよう工夫する。
- 学年に応じた体系的な学びの中で、子どもたちに考える力、行動する力が身に付くよう工夫するとともに、異なる学年間の学びの「つながり」を意識する。
- 小学校における「うみのこ」、「やまのこ」、「たんぼのこ」それぞれの事前・事後学習を充実させ、体系的な学びとなるよう工夫する。
- 体験や研修、講座などを通して、環境学習に関する指導者としての教員の資質向上を図る。
- 環境学習の推進にあたって、他の学校や NPO・地域団体、事業者、行政、地域の環境学習拠点といった主体と協力・連携し、情報交換を図る。

【コラム】学校の特色を生かしながら、学校全体で取り組もう

学校の特色を生かしながら、教科等を越えて必要な学習内容を組み合わせ、また、地域の人材や資源等も活用しながら、質の高い授業をつくっていけるよう、カリキュラム・マネジメントが求められています。

例えば、守山市立守山中学校では、省エネ設計の校舎を生かしつつ、滋賀県地球温暖化防止活動推進センターが総合的な学習の時間を担当して、学年ごとに独自のプログラムが実施されました。また、各教科や特別活動、道徳教育などの様々な時間において、地球温暖化、エネルギー、ごみ問題、自然と生き物など環境学習の視点をもった授業が体系的に展開されています。

また、エコ・スクール認定校の東近江市立能登川南小学校では、周辺の豊かな自然環境を生かして、地域の方の協力を得ながら、里山「猪子山」での全校活動や地域の川「山路川」での水環境学習などが展開されています。県内のエコ・スクール認定校では ESD の視点を取り入れ、地域の協力を得ながら、児童生徒が主体的に、かつ、学校全体で環境学習に取り組まれています。

1 (4) 事業者

2 事業者には、地域住民向けの環境講座の開催や環境活動への支援、施設の開放、地域の学校
3 への講師派遣などを通じて、地域や学校などと連携した環境学習の取組を CSR 活動の中に組
4 み込んでいくこととともに、環境配慮型の製品の生産や販売などに努めるなど、環境に配慮し
5 た生活様式の構築につながる取組を進め、あわせてこれらの取組を含めた環境情報を消費者に
6 積極的に発信していくことが求められます。

7

求められる活動の例

- 経営理念に環境に配慮した経営を盛り込み、組織全体で環境に配慮した事業活動を展開するとともに、雇用者やその家族に対する環境学習を計画的・体系的に実施する。
- 環境に配慮したライフスタイルの提示につながる新製品・技術や、本県の地域特性を生かし環境と健康、福祉、観光などを結びつけた新事業の創出に努める。
- 環境保全に関して、事業活動に伴って得た経験や工夫などを、環境学習に活用できる形にまとめて積極的に一般に公開、提供する。
- 環境学習の推進にあたって、他の事業者や NPO・地域団体、学校、行政、地域の環境学習拠点といった主体と協力・連携し、情報交換を図る。

【コラム】各事業者の特性を生かして環境学習につなげよう

滋賀の豊かな自然環境を守ろうと、事業者が中心となって、地域団体や学校との協働取組が県内各地で行われています。

例えば、滋賀県には 100 種類のトンボが生息していることから、県内企業からなる「生物多様性びわ湖ネットワーク」は、自社敷地内でのトンボの保全、トンボ全種の確認調査、調査成果の発表などの活動を通じて、少なくなったトンボの保全と啓発に努めています。

また、湖南地域の企業を中心に異業種 18 社で組織された「湖南企業いきもの応援団」では、各企業の特性を生かした業務・活動の一環として、地域の「狼川」をフィールドとした生物・環境調査を行っており、小学校や自治会などを通じて地域をつなぐ活動を展開されています。

このように多くの事業者が、CSR 活動や SDGs 達成などを意識しつつ、生物多様性の保全や環境学習の推進に取り組まれています。



生物多様性びわ湖ネットワーク
トンボ 100 大作戦（滋賀のトンボを救え！）



湖南企業いきもの応援団 生物調査の様子

1 (5) 行政

2 行政には、地域における各主体の自主性を尊重しつつ、人材の育成や活躍の場づくり、環境
3 学習プログラムの開発、学習の場や機会づくり、関連情報の提供、各主体の連携・協力のしく
4 みづくり、活動に関する機運の醸成などに取り組むとともに、各主体の関連する活動に必要な
5 支援を行うことが求められます。また、地域における事業所のひとつとしても、環境学習に率
6 先して取り組むことが求められます。

求められる活動の例

- 琵琶湖をはじめとする滋賀の豊かな自然に関わる体験活動などの取組を効果的に情報発信し、県民等による環境への関わりを促進する。
- 環境学習を効果的に推進するための機能の充実に努め、地域の特色を生かした環境学習に関する施策の展開を図る。
- 各行政分野において、環境学習に関連する取組を長期的な視点で継続的に展開する。
- 多様な部局にまたがる環境学習関連事業の連携を図り、体系化して、人材育成や社会づくりへの効果を意識しながら総合的に事業を推進する。
- 環境学習関連施策を効果的に展開するため、国、県そして市町が適切な役割分担のもとで相互に協力・連携を図る。
- 地域で活動する団体や学校、事業者などとの連携に努め、活動の支援を行うとともに、環境学習を担う各主体間の連携づくりを図る。
- 環境学習に関する人と情報が集まり、地域で活動する個人や団体、学校、事業者などの出会いやつながりを産み出す拠点機能の強化に努める。

7

【参考】環境学習をはじめとする琵琶湖での取組を世界へ発信

琵琶湖は日本最大の湖であることは言うまでもありませんが、400 万年を超える歴史を有する、世界でも有数の古代湖のひとつです。

世界の湖沼が直面する課題に向けた取組の議論の場として開催される「世界湖沼会議」は、本県の提唱により始まった国際会議で、初回の会議は昭和 59 年(1984 年)に大津市で開催されました。現在も(公財)国際湖沼環境委員会(ILEC)等により、およそ 2 年毎に世界各地で開催されており、琵琶湖での取組を世界に発信しています。また、世界湖沼会議などの国際的な交流の場に、滋賀県から子どもたちが「ラムサールびわっこ大使」として参加し、活動発表などが行われています。

この他、中国(湖南省)、米国(ミシガン州)、ブラジル(リオ・グランデ・ド・スール州)といった姉妹友好都市とも湖沼保全分野において協力を進めています。

このように私たちの琵琶湖は、世界の水問題の解決をリードする役割も担っています。地域の自然環境を学び、守ることが、世界的な宝について学び、守ることにつながっています。



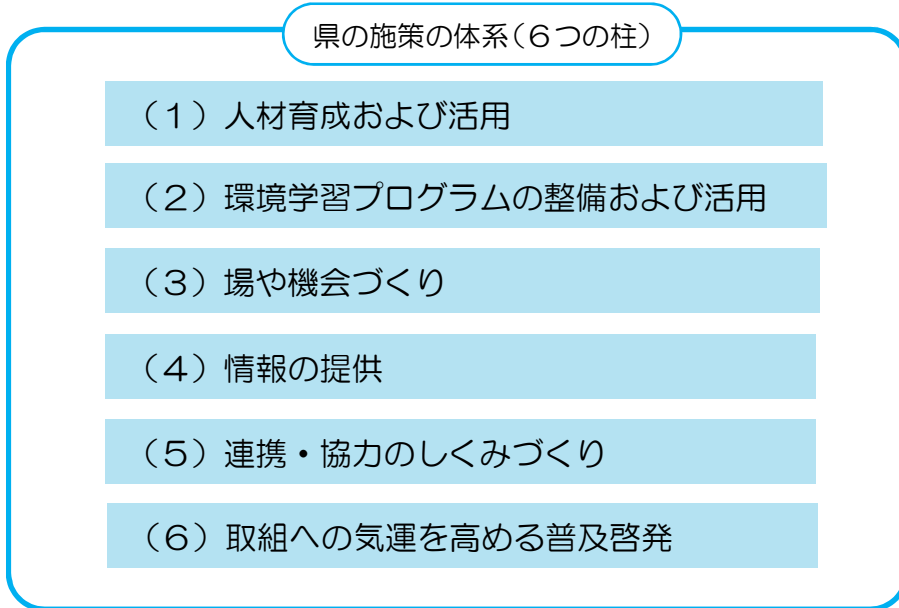
第 17 回世界湖沼会議(茨城)
ラムサールびわっこ大使の発表の様子

1 4. 県の施策の展開方向

2
3
4
5
6
7
8

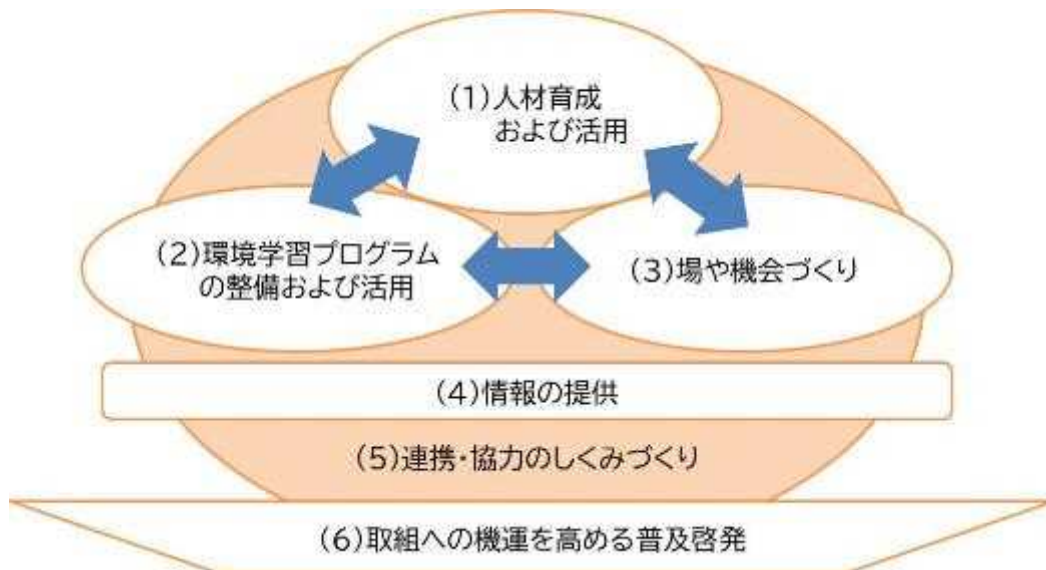
本章では、環境学習推進のための6つの施策の柱を掲げ、それぞれの柱について、基本的な視点に基づく施策の展開方向を例示するとともに、「ギアモデル」(P●)の中の、特にどのステップへの効果を意識した施策なのかを記します。

持続可能な社会づくりに向けて、県はこれらの施策を体系的・総合的に推進します。



9
10
11
12
13

施策の体系の関連イメージ



14
15

	「ギアモデル」との関連					
	人育て					
				社会づくり		

(1) 人材育成および活用

地域で環境学習に取り組むNPOや、教員・行政職員等を対象として、環境学習の企画・実施の能力を高める人材育成を行います。また、経験豊かな地域の人材に環境学習へと協力いただける場づくりを進めます。



写真：教員研修（総合教育センター）

	気づく	学ぶ	考える	行動する	つながる	解決する
● 環境保全活動に関わっている人や企業の人材、地域の伝統的な暮らしと環境の関わりを伝える語り部などの人材の把握	○	○				
● 地域の抱える課題解決へとつながる環境学習の推進を地域で担うことができるリーダーの育成や、能力を活かせる活躍の場づくり	○	○	○	○		
● 自然とふれあう体験を取り入れた、幼児期の環境学習を進めるための保育士・教諭などの指導者の養成	○	○	○	○		
● 教員自らが環境問題に関心を持ち、知識の習得に努めるとともに、体験的な環境教育を実践できる能力を身につけるための研修の充実	○	○	○	○		
● あらゆる行政分野において環境への配慮の視点が求められる行政職員に対する研修の充実	○	○	○	○	○	○

1
2

(2) 環境学習プログラムの整備および活用

環境学習の充実や広がりのため、環境学習を企画する際に参考にできる環境学習プログラムの整備と活用を進めます。



写真：びわ湖フローティングスクール

	気づく	学ぶ	考える	行動する	つながる	解決する
● 公民館、NPO・地域団体、学校、事業者、行政が行っている環境学習プログラムや「地域学習」の事例の把握・収集		○	○			
● 自然環境やごみ問題、エネルギー問題に加え、消費生活や食、歴史文化など、持続可能な社会の構築に関連するあらゆる分野を対象とする環境学習プログラムや教材の整備	○	○	○			
● 県内外の環境学習プログラムの収集・整理と、環境学習の実施主体への情報提供		○	○	○	○	

3

(3) 場や機会づくり

県民が、自らの暮らしと環境との関わりや身の回りの自然環境について気軽に話し合ったり、行動に移したりするために、身近なところで楽しく環境学習に取り組める場や機会の充実を図ります。



写真：下物ピオトープ

	気づく	学ぶ	考える	行動する	つながる	解決する
● 自然を活用した幼児教育・保育に取り組む団体の支援および情報発信の充実	○	○				
● 暮らしに身近な、消費行動や食を通じた環境学習の推進	○	○	○	○		
● 幅広い対象者に応じた環境講座や学習会、講演会やシンポジウム、エコツーリズムなど、情報の発信や関心のある県民や県外からの来訪者等が交流できる場や機会づくりの充実	○	○	○	○	○	
● 国際的な視野の醸成につながる環境学習・活動に関する情報の発信や関心のある県民が交流できる場づくりや機会づくりの充実	○	○	○	○	○	
● 農山村地域の田畑や川、里山、森林などの環境学習の場としての再認識および活用の推進	○	○	○	○	○	○
● インターネットを活用したリモート環境での環境学習の推進	○	○	○			
● 自然環境の魅力だけではなく、厳しさや怖さについても学び、防災・減災につなげる環境情報の提供	○	○	○	○	○	○
● 環境学習の場となっている既存施設間の連携強化による、場としての機能の向上					○	○
● 学校教育における、教科等を越えて必要な学習を組み合わせるカリキュラム・マネジメントによる環境学習の推進	○	○	○	○	○	
● 公民館などの社会教育施設や、国、県、市町あるいは事業者の環境に関する施設における環境学習の推進支援	○	○	○	○		

1

(4) 情報の提供

県民が必要とする情報を手に入りやすく、かつ分かりやすい形で提供していくために、環境学習に関する情報を一元的に管理し、効果的な情報提供に努めます。



写真：琵琶湖博物館

	気づく	学ぶ	考える	行動する	つながる	解決する

● 地域で環境学習の指導を行っている人材や、環境カウンセラーや自然観察指導員、環境学習支援士、地球温暖化防止活動推進員など、専門的な学習や経験を積み、登録制度などに基づいて認定された指導者に関する情報の提供		○	○	○	○	○
● 収集・開発した環境学習プログラムや環境学習事例に関する情報の提供		○	○	○	○	
● 環境学習を実施することができる施設やフィールド、 体験活動の機会 、講座・学習会・研修会などの学習機会に関する情報の提供		○	○	○	○	
● 環境の現状に関する観測・調査データなどの環境に関する基礎的情報や、関連する教材、機材、現場で使用する道具の貸出し、保険制度など、学習活動をサポートする情報の提供		○	○	○	○	○
● 環境に配慮した生活(エコライフ)の実践に関する情報や地域の環境保全活動に関する情報などの、環境学習を行動に結びつけていくための情報の提供	○	○	○	○		
● 国や自治体、公的団体、企業等が提供する補助金や助成、融資制度など、環境学習の推進に係る資金情報の提供				○	○	○
● 環境学習情報 Web サイト の普及・利用促進と環境学習の推進に資する運営の継続		○	○	○	○	

1
2

(5)連携・協力のしくみづくり

地域の特性を生かした多様な環境学習の機会の充実や取組の広がりを図るために、地域で環境学習を担う各主体の交流や連携のためのしくみづくりを進めます。



写真：びわコミ会議

	気づく	学ぶ	考える	行動する	つながる	解決する
● 環境学習を実施する施設や団体、環境学習に関する情報を有する施設などの、関連する施設や団体間の情報交換や交流の機会づくりなどによるネットワーク化の推進					○	○
● 公民館や環境学習施設などへの情報提供などによる地域拠点機能の強化	○	○	○	○	○	
● 教育委員会や市町との連携による環境学習の推進	○	○	○	○	○	○
● 事業者の CSR 活動等との連携による環境学習の推進	○	○	○	○	○	○
● 学校と地域との連携による環境学習推進のためのしくみづくり	○	○	○	○	○	○
● 国際的な交流機会での情報交換や環境学習に関する協力					○	○

(6) 取組への機運を高める普及啓発

環境学習・環境保全活動への関心や参加意欲を高めるため、環境問題を分かりやすく伝える工夫や、気軽に楽しく取り組める身近な活動事例や体験イベントなどの発信による普及啓発を行います。



写真：琵琶湖の価値発信イベント

	気づく	学ぶ	考える	行動する	つながる	解決する
● 多くの人の情報源である身近なメディアや広報紙、電子媒体などの活用	○	○	○			
● 啓発冊子などの内容の充実	○	○	○			
● イベントなどの機会を通じた啓発の充実	○	○	○	○	○	
● 環境学習や実践活動の取組や成果の発表機会の充実	○	○	○	○	○	
● 市町や学校、事業所等との連携による、当計画の普及啓発	○	○	○	○	○	
● ESD for 2030 や政府行動計画など、世界や国の動きに関する発信		○	○			

2
3
4
5

県は、6つの柱に体系づけられたそれぞれの施策を関連させながら、県民、NPO・地域団体、学校、事業者、市町・国などの主体との連携・協働により、環境学習の推進に努めていきます。

【参考】フローティングスクールの事前学習にも活用
省エネを中心にSDGsに結びつく学習教材を開発

滋賀県地球温暖化防止活動推進センターが令和2年2月に発行した「地球温暖化防止のための環境学習教材集 No.2」では、フローティングスクールの事前学習をはじめ、幼児イベントから職場研修まで様々な場面を想定し、省エネを中心にSDGsにも結び付くような地球温暖化防止のためのプログラムが紹介されています。

また、同センターでは出前講座を通じて、気候変動から、琵琶湖の生き物、地球環境により消費など多様なプログラムが学校や地域等で行われています。

SDGs 達成のためには気候変動への対策をはじめとする各分野のつながりに気づき、行動にうつす必要があることを、分かりやすく伝える工夫がなされています。



地球温暖化防止のための
環境学習教材集 No. 2

第5章 重点的な取組



1. 重点的に取り組む課題と課題同士のつながり

人々の主体的な行動による持続可能な社会づくりの実現に向けて、県は次の課題を重点的に取り組むこととし、これら課題同士のつながりを意識して、環境学習の推進に取り組みます。

(1) 重点的に取り組む課題

①「暮らしと琵琶湖のつながり再生」についての学習推進

日本最大の湖・琵琶湖は滋賀県のシンボルであり、滋賀の環境のシンボルであるとともに、近畿 1,450 万人の命を支える湖です。平成 27 年に成立した「琵琶湖の保全及び再生に関する法律」においては、私たちが守ってきた琵琶湖は「国民的資産」とされ、その価値が国の法律においても認められました。

また、琵琶湖の水質や生態系の保全に寄与しながら、日々の糧を地域に届けてきた農林水産業の営みや取組、環境保全に向けた現代の努力が、「琵琶湖システム」として「日本農業遺産」に認められ、同時に「世界農業遺産」の候補としても認められました。

琵琶湖は県のほぼ全域を集水域とするため、そこで暮らす私たちの生活は、琵琶湖の環境に大きな影響を与えます。しかし、湖と暮らしの間のつながりが見えにくくなり、湖が人々の意識から「遠く」なってしまった昨今、ともすると暮らしが琵琶湖に与えている様々な影響に、気づくことが難しくなっています。

琵琶湖の健全性を確保し、琵琶湖と人が共生する社会を次世代に継承するため、暮らしと琵琶湖のつながりを再生し、人々と琵琶湖とが共生するための環境学習を推進します。



写真：沖島での地引網漁体験の様子

②「脱炭素社会づくり」についての学習推進

近年全国各地で、大雨による河川の増水や山崩れなどの被害が頻発しています。これらの被害の原因となっているゲリラ豪雨の増加や台風の大規模化には、温室効果ガスの増加による地球温暖化の影響が指摘されています。その他にも、地球温暖化が進展することで、海面の上昇、干ばつ地域の拡大や食糧危機といった様々な影響があるとされています。

IPCC（国連気候変動に関する政府間パネル）が 2018 年に発表した報告書では、パリ協定の目標である産業革命以降の世界の平均気温の上昇を 2℃よりリスクの低い 1.5℃未満に抑える必要性が指摘されました。このためには、人為的な二酸化炭素排出量を 2050 年前後に実質ゼロにする必要があります。

気候の変動は、その原因が非常に広い範囲に及ぶ問題ですが、自分たちの身近な暮らしや産業活動もその一因となっていることを理解し、自らの主体的な行動により化石燃料に依存した社会構造そのものを転換していくことが、社会の構成員全てに求められています。



写真：滋賀県地球温暖化防止活動推進員による講座の様子

1 2050年までに滋賀県内の二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指す“しがCO₂ネットゼロ”ムー
2 ブメントを踏まえ、県民一人ひとりが気候変動への対策を「自分ごと」として捉え、主体的に
3 自らのライフスタイルを見直すことによって、脱炭素社会を実現するための環境学習を推進し
4 ます。

③「生物多様性の保全」についての学習推進

9 生物多様性とは、「生きもののにぎわい」とも言われ、いろいろな場所にさまざまな特徴を
10 持った生物が生息・生育している状態を指す言葉です。400万年の歴史を有する世界有数の古
11 代湖・琵琶湖には、琵琶湖にしか存在しない「固有種」が60種以上生息しています。また県
12 域全体では10,000種を超える生物が記録されるなど、豊かな自然に恵まれた滋賀は生物多様
13 性の宝庫と言える地です。この自然の中で、燃料となる薪炭や肥料となる落ち葉などを採取し
14 てきた人々の営みもまた、豊かな里山の生物多様性の維持に役立ってきました。

15 しかしながら、自然と共に生きる生活様式の変化や、侵略的外来種の侵入・定着、ニホンジ
16 カ、イノシシなどの野生鳥獣の生息数の増加、分布域の拡大による農林水産業、生態系等への
17 被害などにより、滋賀の生物多様性には危機が迫っています。



24 写真：ラムサールびわっこ大使が
エリ漁で獲れた湖魚を観察する様子

18 生物多様性が直面する危機を分かりやすく示し、「いのち」の
19 つながりについての県民の理解を深めるとともに、生物多様性に
20 配慮した行動を促進することで、自然本来の力を生かし、滋賀の
21 生物多様性を次世代へと引き継いでいくことのできる、生きもの
22 と人が共存し、自然の恵みを受けた多様な文化が活きる社会を
23 実現するための環境学習を推進します。

④「循環型社会づくり」についての学習推進

29 大量生産・大量消費型の社会経済活動は、私たちに便利で快適な生活をもたらした一方で、
30 それに伴う資源の浪費や大量の廃棄物の排出、散在性ごみなどの問題が、環境に負荷を与え続
31 けています。

32 特に近年、ポイ捨てなどにより回収されずに河川などを通じて海や湖に流れ込むプラスチック
33 ゴミが世界的に問題となっています。

34 これらプラスチックごみや食品ロスを含む廃棄物の発生抑制
35 (リデュース)や、再利用(リユース)の取組を強化するとともに、
36 廃棄物を資源として活用するリサイクルを推進することで、
37 限りある資源が循環して有効に利用される「循環型社会」を形成
38 する必要がありますが、そのためには一人ひとりが自分たちのラ
39 イフスタイルを見直すことが不可欠です。

40 廃棄物に係る諸課題を「自分ごと」として捉え、主体的な行動
41 と連携・協働により、循環型社会へと社会構造の転換をすすめる
42 ことのできる人育てにより、循環型社会を実現するための環境学
43 習活動を推進します。

最優秀



「ポイ捨てされたらいやな気持ちになるよ」
彦根市立城南小学校2年 高居 紗矢

令和元年度ごみ減量化と環境美化に関するポスター

⑤「多面的な機能をもつ森林づくり」についての学習推進

県土のおよそ2分の1を占める滋賀の森林は、琵琶湖や淀川流域の重要な水源であるとともに、土砂の流出防止、生物多様性の保全、木材の産出、二酸化炭素の吸収などの働きがあり、私たちの暮らしと切り離すことができない貴重な財産です。しかし、社会やライフスタイルの変化によって、木材などの森林資源が利用されなくなり、手入れの行き届かない森林が見られるようになりました。このまま放置すれば、森林の持つ様々な機能が損なわれ、私たちの暮らしに深刻な影響をもたらすことが懸念されます。

森林環境学習「やまのこ」の取組や、木製玩具をはじめとする木製品で木に親しみ、木の良さを感じ、木への関心と愛着を育む「木育」を積極的に進め、森林と私たちの関係や森林の価値を理解し行動できる人育てにより、多面的な機能をもつ森林づくりがされる社会の実現に向けた環境学習を推進します。



森林環境学習「やまのこ」の様子

(2) 課題をつなぐ

持続可能な開発目標(SDGs)の特徴には、複数の課題を統合的に解決することを目指すこと、1つの行動によって複数の側面における利益を生み出すマルチベネフィットを目指すことなどがあります。このことから、持続可能な社会づくりのためには視野を広く持ち、分野を越えて課題のつながりを考える学習が必要です。

例えば、森林の様々な働きを詳しく見ていくと、森林の分野が複数の分野と密接に関わっていることに気づくことができます。

琵琶湖の周りには、多くの山々の森林に囲まれています。森林の土壌は雨水を吸収して一時的に蓄え、洪水や渇水を緩和するとともに、水質を浄化する働きがあり、「琵琶湖の水源地」と言われています。

また、森林には、樹木が光合成の際に二酸化炭素を吸収し、炭素を幹や根に貯蔵する働きがあり、このことは地球温暖化の緩和にも重要な役割を果たしています。

その他、森林はその場所の気候や地形などに応じて、多様な生き物のすみかとなり、生物多様性の保全にも寄与しています。

さらに、私たちの暮らしの中で、間伐材などの森林資源の利用が進むことは、プラスチック製品への依存を減らし、ごみ問題の解決にもつながります。

それぞれの分野がつながっている例として、次は、気候の変動について考えてみます。

琵琶湖では毎年冬に、酸素を多く含んだ琵琶湖表面の水が沈み込み、湖底の水と混ざりあう「全層循環」という現象が起こります。この全層循環が、暖冬等の影響により、平成30年度に観測以来はじめて、北湖の一部で確認できませんでした。さらに翌年の令和元年度も2年連続で確認できなかったことから、湖底の溶存酸素が長期間低下した状態が続き、琵琶湖の水質や湖底の生き物への影響が懸念されています。

このように、気候変動の影響は、琵琶湖のみならず、広く自然界において、生物多様性の損失や生態系サービスの低下につながる可能性があります。

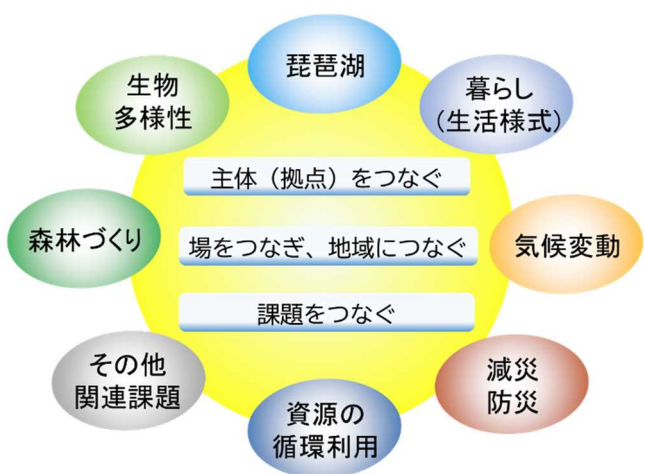
また、気候変動は、巨大な台風の発生や局地的な豪雨などにより自然災害のリスクを増幅させることが懸念されています。洪水などから自分の命を守るためには、身近な地域の環境や地理的状况を知ることが重要であり、防災・減災の視点からの環境学習も重要です。

1 気候変動への対策として、二酸化炭素の実質ゼロの取組には、節電や再生可能エネルギーの
 2 導入のみならず、プラスチックごみの削減や地産地消の取組、食品ロスの削減も含まれます。
 3 このように環境課題が複雑で、その対応策も多様であることから、持続可能な社会づくりに
 4 向けては、それぞれ重点的に取り組む課題を軸としながらも、課題と課題とのつながりに意識
 5 しながら、環境学習を推進します。
 6

重点課題をつなぐ学習の推進	ギアモデルのステップ	学習の推進に向けた県の施策の方針
	気づく	各分野における学習の推進とともに、分野間のつながり、また日々の暮らしとのつながりに気づくための広報や啓発を実施します。
	学ぶ	幼児期から高齢期までライフステージに応じた環境学習の推進により、体系的な学びの機会を提供します。
	考える	一人ひとりが気づき、学んだ内容について、更に深め、意識向上と実際の行動につなげることができる助言や情報提供を行います。
	行動する	学び考えたことを具体的な行動に移すことができる行事やイベントなどを実施します。また、県民、NPO・団体、学校、事業者などの取組を支援します。
	つながる	環境学習センターや滋賀県地球温暖化防止活動推進センター、生物多様性保全活動支援センターなどにより、県民、NPO・団体、学校、事業者等の多様な主体がつながる場を設け、相互の交流促進を支援します。また、情報提供や相談対応などを通じ、課題解決に向けたマッチングを行います。
	解決する	【求められる社会づくり】 分野を越えた様々な取組や地域の資源が環境学習に関わる多様な主体とつながり、人育てが進むことによって、持続可能な社会をつくれます。

7
8
9

重点課題をつなぐ学習の推進のイメージ



10
11

2. 環境学習の推進に向けた「つながり」の強化

環境学習に関わる様々な主体の連携を促進し、つながりを広げることで環境学習の更なる推進を図るため、県は次の「つながり」づくりについて重点的に取り組みます。

①拠点となる人、団体、施設などの「つながり」強化

県内では、多様な環境学習活動が活発に展開されています。

県内各地域においては、多くの経験と、それに伴う人脈や情報を有し、それにより、いわば各地域で活動の中心として活躍している人や団体、施設などが多数存在します。また、様々な環境学習の分野においても、その分野の中心的な存在として活躍する人や団体、施設などがあります。

環境学習の推進支援を目的とする環境学習センターが、これらの人や団体、施設をその地域や分野における「拠点」と捉え、それぞれとの連携・協力体制を確立するとともに、これらの人や団体、施設間の「つながり」を積極的に創出することで、分野を越えて環境学習を推進するための連携や協力関係を、県内全域に構築していきます。

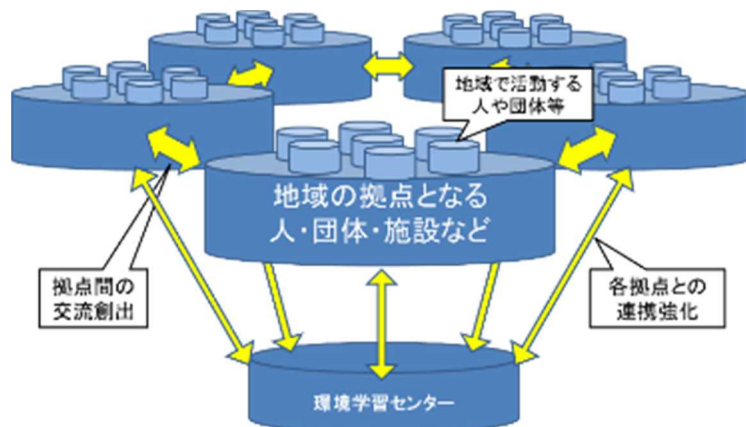


環境学習活動者交流会の様子

県が取り組む施策の例

- 各地域、各分野において活動の中心として活躍している人や団体、施設などについての情報収集や、活動事例の紹介に努めます。
- これらの人や団体、施設との連携を強化するとともに、その地域やその分野における環境学習の拠点としての活動がいつそう進むよう、下記の情報提供やその活用に向けたサポートに努めます。
 - ・ 指導者やボランティアなど、人にかかる情報
 - ・ 学習教材や機材、観察道具などにかかる情報
 - ・ 国や各種団体、企業等による助成制度等の情報
 - ・ 国、県、市町の環境学習関連事業に関する情報
- これらの人や団体、施設などの間に、相互の交流を生む交流の機会を提供します。

【「つながり」強化のイメージ】



②学校や幼児教育の場と、地域との「つながり」強化

好奇心や思考力の芽生えを培う幼児期に、保育や幼児教育の現場において自然の中で遊び、自然と親しむことは、他者への優しさや思いやりの気持ちを育むうえでとても大切な経験です。

また就学期以降も、滋賀の豊かな自然を生かした体験型の環境学習を進めることは、地域の自然とのつながりや関わりに関心を持ち、主体的に行動できる力を身につけることへとつながるため、小学校における「うみのこ」「やまのこ」「たんぼのこ」事業など、本県では地域の特性を生かした独自の自然体験学習が展開されています。

保育や教育の現場における環境学習の実施にあたっては、地域独自の資源や、それを守るための人々の活動を、地域ならではのいわば「生きた教材」として活用することを推進します。そのことが地域の自然への理解を深め、主体的にそれを守り育てることのできる子育てや、地域への誇り・愛着の醸成にもつながるとともに、保護者や地域の方に対する学習機会の提供という点や、卒業後も地域の抱える課題の解決に学びを生かしていくことができるため、継続性の点からも価値があります。

県内の保育所、幼稚園や小中高校、大学などにおいて、地域の力が生かされることにより、滋賀の豊かな地域資源を生かした、体験を通じた環境学習が進むことを目指し、これらの学びの場と地域とのつながりを強化する施策を展開します。

県が取り組む施策の例

- 環境学習を推進する環境学習センターと、地域と学校を結ぶしが学校支援センターや、各校の学校と地域を結ぶ地域連携担当者との連携を進めます。
- しが学校支援センターにより、専門的な知識や技能を持つ地域の人々や企業、団体、NPO などの方々に、学校での授業や体験活動を支援いただく活動を推進します。
- エコ・スクール委員会や地域学校協働活動推進員（地域コーディネーター）との連携による地域学校協働本部の取組など、県内各地で実践されている地域の力を生かした学校支援のしくみについて、支援や情報の発信を行います。
- 保育士や幼稚園教諭などの指導者層に向けた学習会や森林などの自然を活用した幼児教育や保育への支援等により、幼児期における体験型の環境学習を進めます。
- 教員自らが、体験を通じて環境問題に関心を持つなど、体験的な環境教育を実践できる能力を身につけることができる機会を拡大します。
- 学校給食等における湖魚の提供推進など、学校において、「日本農業遺産」に認定されている琵琶湖や生物多様性の恵みを体感できる機会を創出します。
- 県内大学に県外から進学をしてきた大学生などに、滋賀の自然や琵琶湖と共生する暮らしの文化について、学びを深める機会を提供します。

1

【参考】「しが自然保育認定制度」を通じて自然保育を推進

遊びを通して学ぶ幼児や保育者にとって、自然は豊かな保育現場です。森や田んぼなどで、子どもたちがやりたい遊びをし、自然の中で成長する「森のようちえん」のように、自然保育は、森林への関心や保全意識を高めるとともに、子どもの主体性、協調性、自己肯定感等の「非認知能力」を育むうえで非常に大切です。

豊かな自然環境を有する滋賀県では、自然保育の社会的な認知と信頼性の向上を図るため、「しが自然保育認定制度」により一定の基準を満たす団体を認定するとともに、認定団体の森林での活動に必要な経費の一部を助成することにより、森林環境学習のすそ野を広げる取組を行っています。



2

【参考】地域と学校の協働・連携による環境学習の推進（地域学校協働活動について）

3

4

【参考】（仮）世界農業遺産関係



第6章 施策の効果的な実施のための推進体制

1. 施策の総合的な展開

環境学習に関連する施策は様々な行政分野において実施されており、各分野の行政計画においても、環境に関わる普及啓発や人育てについての記載があります。持続可能な社会づくりに向けては環境分野のみならず、教育分野や農業分野、日常生活の中で環境に配慮した消費の実践をめざす消費者教育や、食生活を通じた食品ロスの削減、地産地消の推進などを考える食育など、様々な行政分野との連携が欠かせません。

県では、各種の行政分野にかかる関連施策を体系的、総合的および効果的に推進するために、庁内の環境学習関係課で構成する「滋賀県環境学習推進会議」で総合的な調整を行うとともに、各分野に関連する関連事業の進捗状況を把握、改善し、環境学習の着実な推進を図ります。

環境学習に関連する行政計画（イメージ）



また、県自身も地域における一事業者として、独自に構築した「滋賀県庁環境マネジメントシステム」により、環境に関する取組を継続的な改善を通して充実させ、健全で質の高い環境の確保と地球環境の保全に貢献します。

2. 「滋賀県環境学習等推進協議会」との連携

県による環境学習の取組について、広く意見を聴きながら、現状や課題を踏まえて着実に、かつ、効果的に展開していくため、県民や民間団体、企業や学識者など環境学習に関わる多様な主体で構成される「環境学習等推進協議会」を設置しています。環境学習等推進協議会は、計画の改定に関する協議、計画の進行管理・連絡調整、環境学習センターの企画運営への意見や提言、支援等を行います。

環境学習等推進協議会のイメージ



3. 環境学習支援機能の充実

環境学習センターにおいては、様々な主体が行う環境学習の効果的かつ適切な実施に向けて、情報の提供、交流の機会の提供、指導者の育成など必要な支援を行うとともに、県民などと県の支援施策や情報をつなぐ窓口として、環境学習推進員による各種の支援機能を提供します。また、環境学習の推進にあたっては多様な主体間の連携促進が重要であることから、各地域や分野において拠点的に活躍する主体との連携を強化するとともに、各主体間の「つながり」を創出します（P.25 参照）。

4. 協働による推進

計画を効果的に進めていくために、県民をはじめ地域のあらゆる主体と相互に連携・協働しながら一体となって取り組みます。

（1）県民、NPO・地域団体、事業者などとの協働

県は、県民、NPO・地域団体、事業者などの主体的な取組と積極的に協働していくため、淡海ネットワークセンターなど県域・市町域の中間支援組織と情報を共有しながら、取組の特性に合わせた協力や連携を推進します。

（2）市町との連携

環境学習は、県民の日常生活と密接に関連しており、住民と最も身近で深い関わりを持つ市町の役割が重要であることから、市町との情報の共有・交換を行い、連携・協力しながら、地域の特性を生かした環境学習を推進します。

（3）環境学習関連機関・団体・施設などとの連携

県は、大学や研究機関などを含む環境学習関連機関や団体と協力して、環境学習を実施している施設などが保有する環境情報を共有する場や機会を作り、それぞれが実施する環境学習事業の充実のために連携を図ります。

（4）国や他の自治体との広域連携

県は、国や他の自治体とも環境学習に関する情報の共有・交換を行うとともに、取組成果を発表する機会づくりや交流事業の実施などの取組の充実や広がりを推進します。

第7章 計画の進行管理



1. 進行管理の考え方

県庁内で組織する「滋賀県環境学習推進会議」を中心に、環境学習に関連する部局の連携を図り、総合的な取組を進めるとともに、持続可能な社会づくりへの寄与の度合い、施策体系別の進捗状況、関連する事業についての自己評価により、計画の実施状況を把握します。

計画の実施状況については、環境学習に関わる多様な主体で構成される「滋賀県環境学習等推進協議会」において議論をいただいた後、「滋賀県環境審議会」に報告し、その意見を計画推進に反映させます。この実施状況については、毎年度発行する「滋賀の環境（環境白書）」に掲載することで県民の皆さんへと公表します。

また、県内外の優良事例の収集に努め、「滋賀県環境学習等推進協議会」等での情報共有を図り、その内容は県民の皆さんへと公表します。

2. 進行管理の手法

計画の進行管理は、次の3つの階層構造で実施します。

- (1) 環境学習関連施策の実施が持続可能な社会づくりにどれだけ寄与したのかを評価するため、その成果を示すアウトカム指標として、学びを実際に「行動」へと移した人の数を表す指標のひとつである「環境保全行動実施率」の経年変化を活用します。
- (2) 県の施策体系の「6つの柱」それぞれにおいて、関連する指標を抽出し、その推移からそれぞれの柱別に、当該分野の課題や進捗度の把握を行います。
- (3) 環境学習に関連する県事業について、施策の体系（6つの柱）別に分類・整理するとともに、各事業がギアモデルのステップのうち、どの部分を目的とする事業かを確認しながら、成果について自己評価を実施します。

また、重点的な取組に関連する事業については、別途取組ごとに事業の分類・整理をし、取組ごとの評価を行います。

三層構造の進行管理

